

(第23回定時株主総会招集御通知添付書類)

# 第23期報告書

事業年度  
(第23期)

自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

事業報告  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結貸借対照表  
連結損益計算書  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
会計監査人の監査報告書 謄本  
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本  
監査委員会の監査報告書 謄本

株式会社 証券保管振替機構

(添付書類)

## 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

### I. 当社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

本年1月から実施された新NISA等、政府主導による貯蓄から投資への積極的な移行を目的とする施策が推進されている昨今の環境等を踏まえ、ETF・一般投資信託に係る口座管理手数料を中心に手数料の見直しを実施しました。また、本年4月より株式等振替制度において非上場株式等の取扱いを開始するにあたり、規程等の整備を行うなど、我が国の金融・資本市場を支える決済インフラの担い手としての責任を果たし、高い信頼性、利便性及び効率性を備えた決済インフラを継続して安定的に提供すべく、事業を運営してまいりました。

この結果、当事業年度における業績は、営業収益が23,199百万円と前事業年度比1,059百万円(4.8%)の増収、販売費及び一般管理費は、17,187百万円と前事業年度比526百万円(3.2%)の増加となり、営業利益は、6,011百万円と前事業年度比533百万円(9.7%)の増益、経常利益は、6,190百万円と前事業年度比540百万円(9.6%)の増益、当期純利益は、4,299百万円と前事業年度比400百万円(10.3%)の増益となりました。

業務別の収益状況は次のとおりです。

制度	収益状況	(前事業年度比)	備考
株式等振替制度	16,115百万円	(5.1%増)	当事業年度における売買高の増加等に伴い増収となりました。
短期社債振替制度	643百万円	(1.4%増)	—
一般債振替制度	1,189百万円	(1.1%増)	—
投資信託振替制度	1,837百万円	(0.5%増)	—
決済照合システム	2,549百万円	(8.1%増)	当事業年度における売買高の増加等に伴い増収となりました。
外国株券等保管振替決済制度	182百万円	(17.6%増)	主に一部銘柄の保管残高増加により増収となりました。

## 【当事業年度の振替等利用件数】

制 度	当事業年度末	(前事業年度末比)
株式等振替制度	1 億3,347万件	(650万件増)
短期社債振替制度	9万件	(増減なし)
一般債振替制度	30万件	(2 万件減)
投資信託振替制度	1,116万件	(102万件増)
決済照合システム	1 億6,948万件	(1,564万件増)
外国株券等保管振替決済制度	14万件	(1 万件減)

(注) 決済照合システムについては、「取扱データ件数 (入力)」を記載しております。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は6,389百万円です。

## 3. 財産及び損益の状況の推移

項 目	第 20 期 (2021年 3 月期)	第 21 期 (2022年 3 月期)	第 22 期 (2023年 3 月期)	第 23 期 (2024年 3 月期)
営 業 収 益 (百万円)	25,738	21,617	22,140	23,199
営 業 利 益 (百万円)	11,056	4,533	5,478	6,011
経 常 利 益 (百万円)	11,411	4,803	5,650	6,190
当 期 純 利 益 (百万円)	7,991	3,484	3,898	4,299
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	940,179.18	409,939.86	458,660.18	505,798.52
総 資 産 (百万円)	65,812	67,063	71,264	75,011
純 資 産 (百万円)	60,541	63,516	66,394	69,674

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しています。

#### 4. 対処すべき課題

当社は、2022年3月25日開催の取締役会にて、2022年度から2024年度を対象とする中期経営計画を決定しました。

本中期経営計画では、当社グループに対するニーズの多様化や技術革新の動向といった資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、あらためて利用者本位の業務・システム運営を徹底することを基本的な考え方として据え、〈5つの重点施策〉について積極的に取り組んでいくこととします。

##### 〈5つの重点施策〉

- (1) 既存の制度や機能の改善
  - ・利用者に対して、より価値の高い制度や機能の提供を図ります。
  - ・利用者の業務に使用される当社のITシステムの利便性と安定性を向上させます。
- (2) 新たなニーズへの対応
  - ・利用者要望や環境変化に応じてSTP化の推進に向け、提供機能の高度化を図ります。
  - ・資本市場の環境・構造の変化とそれに伴う利用者ニーズを的確に把握し、必要な対応を柔軟かつ迅速に行います。
- (3) 業務継続能力の向上
  - ・大阪拠点におけるオペレーション能力の向上等により、BCP態勢の一層の強化を図ります。
  - ・障害や災害に強く、効率的な開発と運用が可能なITシステムを実現するため、システムの構成や機能・データ配置の適正化を図ります。
- (4) リスク管理制度の定着と改善
  - ・サイバーセキュリティ対策や情報セキュリティ管理などのリスク対応の実効性の向上を図ります。
  - ・社内におけるリスク管理制度の着実な運用を推進し、すべての社員が高いリスク管理意識を持つことを促す風土を醸成します。
- (5) 人材の育成と確保
  - ・当社の「求める人材像」に合う社員への成長を促すための研修や人員配置を行います。
  - ・業務を安定的に支えるとともにニーズへの積極的な取組みを行うために、厚みのある人材の確保を図ります。

## 5. 主要な事業内容

当社の主な事業内容は、次のとおりです。

- (1) 株式等振替業務
- (2) 短期社債振替業務
- (3) 一般債振替業務
- (4) 投資信託振替業務
- (5) 決済照合業務
- (6) 外国株券等保管振替決済業務
- (7) その他業務

## 6. 主要な事業所及び従業員の状況

### (1) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区
大 阪 事 務 所	大 阪 府 大 阪 市 北 区

### (2) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
261名	12名増	41.1歳	10.85年

- (注) 1. 従業員数には、他社から当社への出向者（34名）及び嘱託社員（2名）が含まれています。  
2. 当社から株式会社ほふりクリアリングへ出向している従業員（8名）及び株式会社日本取引所グループへ出向している従業員（3名）は含まれていません。

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ほふりクリアリング	百万円 1,000	100.00 %	金融商品債務引受業等

## 8. 前各号に掲げるもののほか、当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000株
2. 発行済株式総数 8,500株
3. 株主数 115名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 取 引 所 グ ル ー プ	2,108 <small>株</small>	24.80%
日 本 証 券 業 協 会	1,067	12.55
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	485	5.70
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	425	5.00
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	425	5.00
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	425	5.00
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	424	4.98
大 和 証 券 株 式 会 社	360	4.23
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	328	3.85
シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 株 式 会 社	321	3.77

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び執行役の状況（2024年3月31日現在）

##### (1) 取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 兼 代 表 執 行 役	中 村 明 雄	指名委員 (委員長)	株式会社ほふりクリアリング代表取締役社長 東京センチュリー株式会社社外取締役
取 締 役 兼 常 務 執 行 役	河 野 秀 喜		株式会社ほふりクリアリング常務取締役
取 締 役	飯 村 修 也	監査委員 (常勤) (委員長)	株式会社ほふりクリアリング監査役 株式会社インテリックス社外監査役
取 締 役	伊 原 隆 史	報酬委員	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員 三菱UFJ信託銀行株式会社専務執行役員 日本マスタートラスト信託銀行株式会社取締役
取 締 役	小 野 貴 樹		株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務 執行役員 株式会社三井住友銀行常務執行役員
取 締 役	川 村 雄 介	監査委員	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取 締役 キャノン株式会社社外取締役
取 締 役	久 保 田 政 一	報酬委員 (委員長)	一般社団法人日本経済団体連合会副会長・事務 総長
取 締 役	二 木 聡	指名委員	株式会社日本取引所グループ常務執行役 株式会社日本証券クリアリング機構取締役 (非 常勤) 株式会社JPX総研取締役常務執行役員
取 締 役	堀 晃 雄	報酬委員	野村ホールディングス株式会社執行役員 野村証券株式会社執行役員
取 締 役	村 瀬 智 之		株式会社大和証券グループ本社執行役副社長 大和証券株式会社代表取締役副社長
取 締 役	森 本 健 一	指名委員	日本証券業協会政策本部共同本部長
取 締 役	山 本 力		株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役 株式会社みずほ銀行常務執行役員
取 締 役	米 山 学 朋	監査委員	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務兼執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員 住信SBIネット銀行株式会社取締役 (非常勤)

(注) 取締役のうち、飯村修也、伊原隆史、小野貴樹、川村雄介、久保田政一、二木聡、堀晃雄、村瀬智之、森本健一、山本力及び米山学朋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。



## (2) 執行役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役社長	中 村 明 雄	総括 内部監査室担当	前「(1) 取締役」参照
取締役兼 常務執行役	河 野 秀 喜	管理部門担当 CRO (リスク 管理統括責任者) CISO (情報 セキュリティ統括 責任者)	前「(1) 取締役」参照
常務執行役	長谷川 光 洋	業務部門担当	株式会社ほふりクリアリング常務取締役
常務執行役	神 崎 康 史	企画部門担当	株式会社ほふりクリアリング常務取締役
常務執行役	坂 本 忍	システム部門担当 CIO (システム 統括責任者)	

## 2. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	13名 (13名)	96百万円 (81百万円)
執 行 役	5名	172百万円
合 計	18名	268百万円

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は取締役の欄に、執行役としての報酬は執行役の欄に支給額を記載しています。支給人員については、当該兼務者は取締役の欄ではなく執行役の欄に記載しています。
2. 支給額には、2024年5月24日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額32百万円を含んでいます。
3. 当社の取締役及び執行役の報酬は、経営状況及び前事業年度の支給実績を勘案しつつ、当社の経営陣としての人材を確保することができる報酬内容とし、報酬委員会で決定します。

### 3. 社外役員に関する事項

(当事業年度における主な活動状況)

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	飯 村 修 也	取締役就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全てに出席。主にこれまでの監査役の経験に基づき必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	伊 原 隆 史	当事業年度開催の取締役会及び報酬委員会の全てに出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	小 野 貴 樹	当事業年度開催の取締役会の8割に出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	川 村 雄 介	当事業年度開催の取締役会及び監査委員会の全てに出席。主に学識経験者の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	久 保 田 政 一	当事業年度開催の取締役会の7割及び報酬委員会の全てに出席。主に経済界及び経済団体の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	二 木 聡	当事業年度開催の取締役会の全て及び指名委員会の7割に出席。主に金融商品取引所の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	堀 晃 雄	取締役就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会及び報酬委員会の全てに出席。主に利用者たる株主である証券会社の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	村 瀬 智 之	当事業年度開催の取締役会の全てに出席。主に利用者たる株主である証券会社の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	森 本 健 一	当事業年度開催の取締役会の8割及び指名委員会の全てに出席。主に利用者たる証券会社の業界団体の役職員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	山 本 力	当事業年度開催の取締役会の7割に出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。
取 締 役	米 山 学 朋	取締役就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会及び監査委員会の8割に出席。主に利用者たる株主である金融機関の役員の視点から必要な発言を行うなど、活発な議案審議等に貢献し、期待される役割を果たしています。

#### IV. 会計監査人に関する事項

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

18.0百万円

(注) 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、これらは相当であると判断したことから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- (1) 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合、会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認めるときは、会計監査人を解任します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合又はより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とします。

## V. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び運用状況の概要

当社が「業務の適正を確保するための体制」（いわゆる内部統制システム）の整備に関する基本方針として取締役会にて決議した内容（2019年6月17日改訂）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

項 目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
<p>1. コンプライアンス体制            （当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>① 当社は、取締役会が定める企業理念及び経営基本方針並びに執行役社長が定めるコンプライアンス基本方針をもって、当社の執行役及び社員並びに当社子会社の取締役及び社員（以下「当社グループの役職員」という。）が法令、当社グループの定款及び社内諸規程並びに社会規範を遵守するための行動規範とする。</p> <p>② 執行役社長は、適宜適切に社内諸規程の制定、見直しを行い、法令等遵守に係る社内体制を整備する。</p> <p>③ 当社は、当社ウェブサイト等を通じて当社グループの業務遂行状況等のディスクロージャーを積極的に行い、事業運営の透明性確保に努める。</p> <p>④ 執行役社長は、当社グループの役職員が法令等遵守上疑義のある行為等について社内及び社外の窓口に直接情報提供できる手段（以下「コンプライアンス・ホットライン」という。）を設け、その適切な運用を図る。</p> <p>⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で臨み、当社グループ全体で組織的に対応する。</p> <p>⑥ 当社は、監査委員会の委員と当社子会社の監査役が適切に連携することなどにより、当社グループ全体の業務遂行状況を監査する体制を整備する。</p> <p>⑦ 執行役社長は、自らが直轄する内部監査室を置くなどにより、当社グループ全体の内部監査を実施する体制を整備する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>○ 当事業年度において、当社は、コンプライアンスの理解と実践を促す取り組みを実施したほか、コンプライアンス審査を行うことなどにより、適切な諸規程の整備に適宜取り組みました。また、FMI原則に基づく情報開示の公表を行い、ディスクロージャーの充実を図りました。また、コンプライアンス・ホットラインについて、コンプライアンス規則に基づく運用を行ったほか、反社会的勢力を排除するための仕組みの下で、業務運営を実施しました。</p> <p>○ 監査委員会においては、当社の常勤の監査委員が当社子会社である株式会社ほふりクリアリングの監査役を兼任することで、当社グループ全体の業務遂行状況を監査する体制を整備し、監査委員会監査及び子会社の監査役監査を行ったほか、執行役社長直轄の内部監査室において、内部監査要員が必要に応じてグループ内兼務を行うことなどにより、当社グループ全体の内部監査を実施する体制を維持し、内部監査計画に基づき、当社グループ全体の内部監査を実施しました。</p>

項目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
<p>2. 情報の保存・管理体制 (当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>○ 当社は、執行役の職務の執行に係る情報について、当社グループの役員が法令、定款及び社内諸規程に従うとともに、特に、個人情報保護を含む情報セキュリティを確保するように配慮し、適切に保存及び管理を行うことを確保する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>○ 当事業年度において、当社は、執行役会規則に基づき、執行役会議事録など執行役の職務の執行に係る情報の保存等を適切に行いました。</p> <p>○ 情報セキュリティリスクアセスメントや情報資産の棚卸などの情報セキュリティ活動を行い、社員等を対象とした情報セキュリティ及び個人情報保護に係る研修を実施しました。</p> <p>○ 基幹システム等に対するセキュリティ診断を実施するとともに、サイバーセキュリティインシデントを想定した訓練を実施しました。また、社員等を対象としたサイバーセキュリティ研修を実施しました。</p>
<p>3. リスク管理体制 (当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>① 当社は、当社グループの役職員の職務の遂行等におけるリスク管理に関する基本的事項について、リスク管理基本方針を定めるとともに、定期的(年1回以上)又は臨時に、その有効性、妥当性等を検証し、必要と判断した場合には見直しを行うことにより、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を推進する。</p> <p>② 当社は、委員の過半数を当社グループの業務を執行しない者で構成するリスク委員会を置き、取締役会に対して、当社グループに関するリスク全般について助言を行わせる。</p> <p>③ 当社は、当社グループにおけるリスク管理を統括する者としてチーフ・リスク・オフィサー(リスク管理統括責任者のことをいい、以下「CRO」という。)を置く。</p> <p>④ 当社は、CROを議長とし、当社グループの役職員が出席する統合リスク管理会議を設置し、定期的又は臨時に開催する。</p> <p>⑤ 統合リスク管理会議は、定期的又は臨時に、当社グループにおけるリスク管理状況を取締役に報告する。</p> <p>⑥ CROは、定期的又は臨時に、当社グループにおけるリスク管理状況をリスク委員会に報告する。</p>

項 目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
	<p><b>【運用状況の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事業年度において、当社は、リスク管理基本方針に基づき、取締役会にて選任されたCROの下、統合リスク管理会議を中心として、当社グループにおけるリスク管理体制の整備を推進しました。</li> <li>○ 取締役会の助言機関であるリスク委員会にて、当社グループに関するリスク全般について協議を行い、その協議結果について取締役会に対し助言を行いました。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の5類感染症移行に伴いBCP対策本部を解散しましたが、その後も、公共的な役割を担う金融市場インフラとしての継続的・安定的な業務運営を確保すべく、引き続き役員・社員における感染予防のための衛生対策の徹底や在宅勤務の積極的な活用等の対応を実施しました。</li> <li>○ BCPの強化を目的として、発災時の対応をオールハザード型の手順に改正し、それに基づくBCP訓練を行って実効性を確認しました。</li> </ul>
<p>4. 効率的な職務執行体制  （当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社は、取締役会が決議すべき事項として定めた事項を除き、当社の業務執行の決定を執行役社長に委任する。</li> <li>② 執行役社長は、業務分掌及び職務権限に関する社内規程を定め、分業体制による業務執行の専門化・高度化を図るとともに、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図る。また、当社は、当社子会社が当社に準じて意思決定手続の機動性を向上させるように努める。</li> <li>③ 当社は、執行役の全員で構成する執行役会を置き、当社グループの業務執行に関する重要事項について協議を行う。</li> <li>④ 当社は、当社グループ全体の中期経営計画並びに中期経営計画を具体化するための年度事業計画及び予算を策定する。</li> <li>⑤ 執行役社長は、中期経営計画、年度事業計画・予算の円滑な遂行に資するよう、当社グループ全体の経営資源を適切に配分し、情報を共有するなどにより、効率的な体制確保に努める。</li> <li>⑥ 執行役社長は、当社の業務執行における重要事項及び収支状況等について、定期的（3か月に1回以上）又は臨時に、取締役会に報告する。</li> <li>⑦ 当社は、定款に基づき、執行役の諮問に応じて業務運営に関する事項の検討を行う諮問委員会を置き、利用者本位の業務運営が行われることを確保する。また、当社は、当社子会社が当社に準じて利用者本位の業務運営を行うように努める。</li> </ul> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事業年度において、当社は、執行役会を適宜開催し、重要事項の協議・決定を行うとともに、諮問委員会において審議等を適宜行い、利害関係者の意見を反映した業務運営を行いました。</li> </ul>

項 目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 執行役員会での協議等を経て、執行役社長による業務執行の決定を行うことなどにより、業務運営にあたりとともに、取締役会に対して各執行役を代表し、執行役社長による業務執行状況の報告を適宜行いました。</li> <li>○ 当事業年度において、当社は、2022年3月25日開催の取締役会にて決定した中期経営計画（2022年度～2024年度）を推進し、「既存の制度や機能の改善」や「新たなニーズへの対応」等の重点施策に積極的に取り組みました。また、併せて2024年3月22日の取締役会にて、2024年度事業計画・予算を決定しました。</li> </ul>
<p>5. グループ管理体制 (当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当社は、当社子会社の取締役会における決議事項及び報告事項その他当社子会社の業務執行における重要事項及び収支状況等について、適宜、当社子会社からの報告を受けることにより、当社子会社の状況を把握する。</li> </ul> <p>【運用状況の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事業年度において、当社は、執行役による取締役会に対する業務執行状況報告の一環として、当社子会社の株式会社ほふりクリアリングの業務執行における重要事項等についても取締役会に報告を行うとともに、四半期ごとに当社グループの連結財務情報について取締役会に報告を行いました。また、当社の執行役が子会社である株式会社ほふりクリアリングの取締役を、当社の常勤の監査委員が子会社である株式会社ほふりクリアリングの監査役をそれぞれ兼任し、当社グループ全体としての経営の一体性と監査の実効性を確保するとともに、監査職務補助者、内部監査室及び管理部門においてグループ内兼務を行うことなどにより経営管理の一体性を確保しました。</li> </ul>
<p>監査委員会監査体制</p> <p>6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項</p> <p>7. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p>【基本方針の決議の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 当社は、監査委員会の職務を補助すべき事務局として、監査委員会室を置くことにより、監査職務が円滑に行われることを確保する。</li> <li>② 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の指揮命令に服する。</li> <li>① 当社は、監査委員会室に所属する社員の異動及び考課等について、担当する執行役が監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員に事前に報告を行い、監査委員会室に所属する社員の執行役からの独立性を確保する。</li> <li>② 当社は、監査委員会室に所属する社員のうち、業務の執行に係る役職を兼務しない専任の者を置く。</li> </ul>

項 目	基本方針の決議の内容及び運用状況の概要
<p>8. 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p>① 執行役は、取締役会その他監査委員会が選定した監査委員会の委員の出席する社内の重要な会議において、業務執行状況等を報告する。</p> <p>② 当社は、当社の取締役（監査委員会の委員である取締役を除く。）、当社子会社の監査役及び当社グループの役職員が当社グループに著しい損害が生ずるおそれがある事項を発見したときに直ちに監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員に報告する体制を確保する。</p> <p>③ 当社は、監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員が必要と判断する場合に当社の取締役（監査委員会の委員である取締役を除く。）、当社子会社の監査役及び当社グループの役職員がその求めに応じ、随時、報告を行う体制を確保する。</p> <p>④ 執行役社長は、コンプライアンス・ホットラインの適切な運用を維持することにより、当社グループにおける法令違反その他の法令等遵守上の問題についての監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員への適切な報告体制を確保する。</p> <p>⑤ 当社は、前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。</p> <p>○ 当社は、監査委員会の委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について、会社法に基づき適切に行う。</p> <p>① 監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員は、執行役社長との意見交換会を定期的又は臨時に開催する。</p> <p>② 監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員会の委員は、適宜、会計監査人と意見交換を行い、連携を図る。</p>
	<p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>○ 当事業年度において、監査委員会室は監査委員会の職務を補助する社員に関する規則に基づき、監査委員会の指揮命令の下、監査委員会の職務の補助を行いました。</p> <p>○ 当社は、監査委員会への報告等に関する規則に基づき、監査委員会の職務を補助する社員による執行役会出席やりん議閲覧、重要事項等の監査委員会等への報告、監査職務執行費用の処理、執行役社長との意見交換などについて適切な運用を行いました。</p>



**VI. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項**

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めていません。

**VII. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、資本の充実に留意しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としています。

(御参考) 当社グループの状況

(1) 一般振替DVP制度の運営状況

一般振替DVP制度につきましては、当社の連結子会社である株式会社ほふりクリアリングがその運営を行っており、当事業年度のDVP振替件数は3,822万件（前事業年度比297万件増）となりました。

この結果、一般振替DVP業務に係る収益は、1,141百万円と前事業年度比73百万円（6.9%）の増収となりました。

(2) 株式会社ほふりクリアリングの資金調達の状況

株式会社ほふりクリアリングにおいては、一般振替DVP制度を円滑に運用するために、DVP参加者が資金決済不履行を発生させた場合に、当日の資金決済を完了させる流動性資金の一部として、流動性供給銀行1行が破綻した場合であっても必要な資金流動性を確保できるよう、取引銀行5行との間にコミットメントライン契約（総額600億円）を締結しています。

なお、当事業年度末における借入金の実行残高はありません。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

項 目	第 20 期 (2021年3月期)	第 21 期 (2022年3月期)	第 22 期 (2023年3月期)	第 23 期 (2024年3月期)
営 業 収 益 (百万円)	26,299	22,044	22,551	23,659
営 業 利 益 (百万円)	11,419	4,739	5,669	6,260
経 常 利 益 (百万円)	11,403	4,730	5,675	6,275
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,894	3,370	3,888	4,332
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	928,772.67	396,523.56	457,505.03	509,691.78
総 資 産 (百万円)	133,172	133,279	138,225	133,223
純 資 産 (百万円)	61,978	64,838	67,707	71,020

(本事業報告に記載の比率の表示については、表示単位未満の端数を四捨五入し(Ⅱ.4.の表中の持株比率を除きます。)、それ以外の数字については、表示単位未満の端数を切り捨てています。)

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,138	流動負債	4,072
現金及び預金	44,161	営業未払金	1,240
営業未収入金	3,686	未払金	606
前払費用	279	未払費用	71
その他	11	未払消費税等	315
貸倒引当金	△0	未払法人税等	1,135
固定資産	26,873	預り金	180
有形固定資産	2,619	賞与引当金	478
建物及び建物付属設備	1,168	役員賞与引当金	32
工具器具及び備品	1,451	その他	12
無形固定資産	21,541	固定負債	1,264
ソフトウェア	13,529	退職給付引当金	1,264
ソフトウェア仮勘定	7,996	負債合計	5,337
電話加入権	15	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,712	株主資本	69,674
関係会社株式	620	資本金	4,250
長期前払費用	529	資本剰余金	4,250
繰延税金資産	756	資本準備金	4,250
長期差入保証金	803	利益剰余金	61,174
破産更生債権等	3	その他利益剰余金	61,174
その他	1	別途積立金	56,800
貸倒引当金	△1	繰越利益剰余金	4,374
資産合計	75,011	純資産合計	69,674
		負債及び純資産合計	75,011

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		23,199
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,187
営 業 利 益		6,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	80	
そ の 他	98	178
営 業 外 費 用		0
経 常 利 益		6,190
税 引 前 当 期 純 利 益		6,190
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,958	
法 人 税 等 調 整 額	△66	1,891
当 期 純 利 益		4,299

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,250	4,250	4,250
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	—
別 途 積 立 金 の 積 立	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	4,250	4,250	4,250

	株 主 資 本			株主資本合計	純資産合計
	利 益 剰 余 金		利益剰余金合計		
	その他利益剰余金				
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	53,900	3,994	57,894	66,394	66,394
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△1,020	△1,020	△1,020	△1,020
別 途 積 立 金 の 積 立	2,900	△2,900	—	—	—
当 期 純 利 益	—	4,299	4,299	4,299	4,299
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	2,900	379	3,279	3,279	3,279
当 期 末 残 高	56,800	4,374	61,174	69,674	69,674

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

###### ①子会社株式

移動平均法による原価法

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物付属設備 8～50年

工具器具及び備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### 3 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。

#### 4 収益及び費用の計上基準

当社は、株式等振替業務、短期社債振替業務、一般債振替業務、投資信託振替業務、決済照合業務、外国株券等保管振替決済業務及び当該業務に附帯又は関連する業務を運営しており、収益は役務の提供に該当する振替等に関連する手数料から構成されております。顧客への役務提供時点において当社の履行義務が充足されるため、当該時点で受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	2,064百万円
2 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	35百万円
短期金銭債務	104百万円
3 当座貸越契約	
当社は、機動的な資金調達を行うため、取引銀行3行との間で当座貸越契約を締結しております。	
これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりであります。	
当座貸越契約極度額の総額	7,000百万円
借入実行残高	—
差引額	7,000百万円

#### (損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引	
営業収益	686百万円
販売費及び一般管理費	194百万円
営業外取引	95百万円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	8,500株

## 2 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	1,020	120,000	2023年3月31日	2023年6月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,020	120,000	2024年3月31日	2024年6月3日

### (税効果会計に関する注記)

#### 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	65百万円
賞与引当金	146百万円
未払事業所税	3百万円
未払社会保険料	21百万円
退職給付引当金	387百万円
システム開発研究費	128百万円
その他	2百万円
繰延税金資産合計	<u>756百万円</u>



## (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

営業未収入金については、証券決済制度における取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社の方針に基づき財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

営業未払金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金及び営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。なお、市場価格のない関係会社株式は非上場株式であり、その貸借対照表計上額は620百万円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱ほふりクリアリング	東京都中央区	1,000	金融商品債 務引受業等	所有 直接100%	兼任 5名	計算事務 の受託	計算事務の 受託	682	営業未 収入金	24

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
一般取引条件及び市場価格等を勘案し、決定しております。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	㈱日本証券 クリアリング 機構	東京都 中央区	9,580	金融商品債 務引受業等	—	兼任 1名	手数料 収入	手数料収入	1,519	営業未 収入金	142
	㈱JPX総研	東京都 中央区	1,000	ソフトウェ アの設 計、 開発保守等	—	兼任 1名	システ ムの開 発・ 運用・保 守	システム等 維持関連費 の支払	1,832	営業未 払金	277
								ソフトウェ アの購 入	280	未払金	32

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
一般取引条件と同様に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1 株当たり純資産額	8,196,962.68円
2	1 株当たり当期純利益	505,798.52円

(収益認識に関する注記)

1 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記（項番4）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>106,958</b>	<b>流動負債</b>	<b>60,938</b>
現金及び預金	46,041	営業未払金	1,271
営業未収入金	3,767	未払金	606
前払費用	281	未払消費税等	328
参加者基金特定資産	56,858	未払法人税等	1,174
その他	10	賞与引当金	504
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	32
<b>固定資産</b>	<b>26,264</b>	預り参加者基金	56,858
<b>有形固定資産</b>	<b>2,619</b>	その他	162
建物及び建物付属設備	1,168	<b>固定負債</b>	<b>1,264</b>
工具器具及び備品	1,451	退職給付に係る負債	1,264
<b>無形固定資産</b>	<b>21,541</b>	<b>負債合計</b>	<b>62,203</b>
ソフトウェア	13,529	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	7,996	<b>株主資本</b>	<b>71,020</b>
その他	15	資本金	4,250
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,103</b>	資本剰余金	4,250
長期前払費用	529	利益剰余金	62,520
繰延税金資産	767	<b>純資産合計</b>	<b>71,020</b>
長期差入保証金	803	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>133,223</b>
破産更生債権等	3		
その他	1		
貸倒引当金	△1		
<b>資産合計</b>	<b>133,223</b>		

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		23,659
販売費及び一般管理費		17,398
営業利益		6,260
営業外収益		
受取利息	0	
参加者基金信託運用益	0	
その他の	83	83
営業外費用		
コミットメントフィー	60	
参加者基金信託運用報酬	8	
その他の	0	68
経常利益		6,275
税金等調整前当期純利益		6,275
法人税、住民税及び事業税	2,010	
法人税等調整額	△67	1,942
当期純利益		4,332
親会社株主に帰属する当期純利益		4,332

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	4,250	4,250	59,207	67,707	67,707
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△1,020	△1,020	△1,020
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	4,332	4,332	4,332
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,312	3,312	3,312
当 期 末 残 高	4,250	4,250	62,520	71,020	71,020

(注) 金額の記載は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ほふりクリアリング

### 2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び建物付属設備	8～50年
工具器具及び備品	4～15年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、株式等振替業務、短期社債振替業務、一般債振替業務、投資信託振替業務、決済照合業務、外国株券等保管振替決済業務、金融商品債務引受業及び当該業務に附帯又は関連する業務を運営しており、収益は役務の提供に該当する振替等に関連する手数料から構成されております。顧客への役務提供時点において当社グループの履行義務が充足されるため、当該時点で受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を計上しております。



## (連結貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 2,064百万円

### 2 一般振替DVP制度における決済の安全性確保に係る資産・負債等

当社の連結子会社である株式会社ほふりクリアリングは、一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するため、同社の業務方法書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下同じ。）第156条の7第1項に掲げる業務方法書をいう。以下同じ。）に基づき、同社が行う金融商品債務引受業等の相手方となるための資格を同社が付与した者（以下「DVP参加者」という。）から、参加者基金及び担保指定証券の預託を受けております。

株式会社ほふりクリアリングは、DVP参加者から預託された参加者基金及び担保指定証券を、金融商品取引法第156条の11に規定する清算預託金として、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第76号）第18条及び同社の業務方法書の規定に基づき、他の財産と区分して管理しております。

#### (1) 参加者基金特定資産及び預り参加者基金

一般振替DVP制度では、株式会社ほふりクリアリングがDVP参加者から清算対象取引に基づく債務を引き受けると同時に、当該DVP参加者が株式会社ほふりクリアリングによって引き受けられた債務と同一の内容の債務を新たに同社に対して負担することになります。

そこで、株式会社ほふりクリアリングでは、DVP参加者の債務の履行を確保するため、DVP参加者に、同社の業務方法書等により定めた所要額以上の額の参加者基金の預託を義務付けております（当連結会計年度末現在における参加者基金所要額の総額は15,000百万円となっています。）。同社は、DVP参加者に一般振替DVP決済に係る参加者決済額支払債務の不履行が生じた場合には、この参加者基金を他のDVP参加者に対する同社の債務の履行のために使用するものとしています。

また、預託された参加者基金は、同社の業務方法書の規定に基づき、金銭信託として運用されています。

なお、その評価方法はその他有価証券に準じた処理（時価のないもの：原価法）によっております。

以上の諸点を踏まえ、当該参加者基金に係る資産・負債については、その目的を付した科目（資産については参加者基金特定資産、負債については預り参加者基金）により表示しております。

#### (2) 担保指定証券

一般振替DVP制度では、株式会社ほふりクリアリングに対する債務の履行を確保するため、DVP参加者が、同社が業務方法書等において指定する有価証券（以下「担保指定証券」という。）を、同社に預託できるものとしています。

株式会社ほふりクリアリングは、DVP参加者が同社に対する債務を履行しなかったときに、当該DVP参加者から預託された担保指定証券について、有価証券市場における売却その他同社が適当と認める方法による処分等を行うことができます。

なお、当連結会計年度末における担保指定証券残高に係る時価は57,033百万円となっています。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 8,500株

#### 2 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月26日 取締役会	普通株式	1,020	120,000	2023年3月31日	2023年6月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,020	120,000	2024年3月31日	2024年6月3日

### (金融商品に関する注記)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定しております。

営業未収入金については、証券決済制度における取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの方針に基づき財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

参加者基金は、一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するための資産及び負債であります。

営業未払金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金及び営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 参加者基金特定資産	56,858	56,858	—
(2) 預り参加者基金	(56,858)	(56,858)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 参加者基金特定資産 (2) 預り参加者基金

一般振替DVP制度における決済の安全性を確保するための資産及び負債であり、時価は帳簿価額によっております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1	1株当たり純資産額	8,355,301.65円
2	1株当たり当期純利益	509,691.78円

### (収益認識に関する注記)

1 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(項番3(3))収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社証券保管振替機構  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村 嘉章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構の2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年 5月23日

株式会社証券保管振替機構  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北村 嘉章  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山本 道之  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社証券保管振替機構及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第23期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社証券保管振替機構 監査委員会

監査委員 飯村修也 ㊟  
監査委員 川村雄介 ㊟  
監査委員 米山学朋 ㊟

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上